

## 日本国厚生労働省、中華人民共和国国家衛生健康委員会と大韓民国保健福祉部との間の 保健分野の協力に関する協力覚書（仮訳）

日本国厚生労働省、中華人民共和国国家衛生健康委員会及び大韓民国保健福祉部（以下「当事者」という。）は、地域における保健分野の発展を促進し、健康安全保障を確保し、及びヘルス・イノベーションを強化する意思を有しており、保健分野における互いの協力を強化することを目指し、以下の協力覚書に達した。

### 第一項 協力分野

各当事者は、法律、規則、規制及び国家政策に沿って、以下の分野における技術協力を奨励及び促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

1. 三国の保健大臣によって採択された、「パンデミックインフルエンザ及び共通の課題である新興／再興感染症への共同対応に関する覚書」及び「共通の課題であるパンデミック及び重大な影響が考えられる感染症対策における三カ国共同行動計画」に基づく、新興及び再興感染症並びにパンデミック等を含む感染症の予防・管理。
2. 公衆衛生上の危機及び自然災害による健康への影響を軽減するための公衆衛生危機対応メカニズム並びにその能力
3. 非感染性疾患の予防及び管理
4. プライマリ・ヘルスケア・システムの回復力強化及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進
5. 保健分野の研究
6. デジタルヘルス
7. 高齢者への保健医療サービスの強化及び健康的な高齢化の促進
8. 病院運営
9. 当事者によって決定されたその他の項目

### 第二項 協力方式

当事者は、以下の方法を通じて、本協力覚書に基づく協力の方式を共同で決定する。

1. ネットワーク形成を含む情報及び経験の共有
2. 共同で開催する会議、フォーラム及びワークショップ
3. 保健専門職及び医療専門職の研修
4. 医療専門家及びその他の保健医療従事者による相互訪問及び出向

5. 共同研究プロジェクト
6. 共同保健プロジェクトの共同申請及び実施
7. 当事者により共同で決定されるその他の方法

### 第三項 協力の拡大

当事者は、協力範囲の拡大のために、他のアジア諸国を招待して必要に応じてセミナー及びシンポジウムなどの活動を行うことで、人的能力構築の発展・向上を図る。

### 第四項 条件

1. 本協力覚書は、それぞれの国の法令に従って、当事者の人員、資源及び資金の利用可能性を条件として実施される。
2. 本協力覚書の解釈又は実施に起因する当事者間での相違は、当事者間の協議及び交渉によって友好的に解決される。

### 第五項 修正及び終了

1. 本協力覚書に基づく協力は、当事者による署名の日を開始し、5年間継続する。
2. 本協力覚書は、当事者の書面による相互の同意によって、いつでも修正できる。各当事者は、書面により終了の意思を通知することにより、本協力覚書に基づく協力をいつでも終了することができる。

2023年12月3日に北京にて、英語で三部に署名する。

※英文との齟齬がある場合は英文を優先すること。